

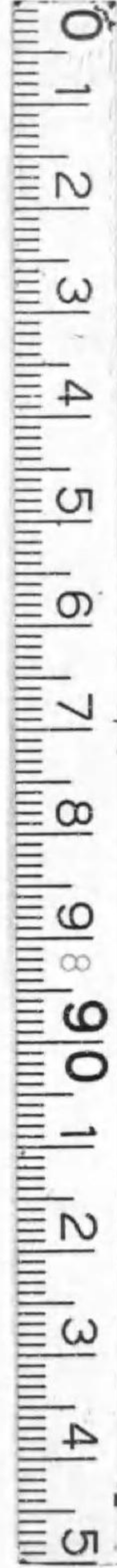
特 215

434

學博士佐藤寬次編

青年教育
農藝叢說
產業組合

東京 成美堂發行



始



特215
434

農學博士 佐藤寬次編



業
組
合

東京 成美堂書店發行



例言

- 一、本書は農業學校、農事講習會、農業補習學校等に於て産業組合に關し講義を爲す際の教科書として編纂したものである。
- 二、本書に於ては産業組合、産業組合聯合會、農業倉庫、産業組合中央會及産業組合中央金庫に關する大要を簡明に説述するを主眼としたが、此等の現況につきては、主として全國的のものに止めたから、本書を使用せられる場合に於ては、道府縣、郡、市町村内に於ける實際的數字を調査し、出来るだけ郷土化して之を授けられむことを希望せざるを得ない。
- 三、産業組合に關し更に研究せられんとする人に對しては、拙著「産業組合講話」〔信用組合論等を参照せられんことを希望する。〕

昭和八年十月三十日

編者

産業組合

目次

第一	産業組合の趣旨	一
第二	産業組合の種類	五
第三	産業組合の構成	九
	一 組合員	九
	二 資金	一二
	三 機關	一六
	四 定款	二一
	五 設立の手續	二三
第四	産業組合の登記	二四
第五	組合事業の運用	二六

第六 農業倉庫の業務……………三九

第七 産業組合の聯絡……………四五

第八 産業組合の監督及び特典……………五一

第九 産業組合中央金庫……………五三

第十 定款例……………五六

農業倉庫業務規程……………七六

目次終

産業組合

第一 産業組合の趣旨

凡そ人として此の世に生れては、身分相應の生計を立て、父母には孝養を盡し、子孫は之を愛撫して、其の天壽を全うせんことを冀ふのは自然の欲求と謂はねばならぬ。併も人が萬物の靈長と稱せられるのは、唯其の才智が萬物に優れたといふ許りではなく、其の天性忠孝の道を辨へ、信義を重んじ、國を立て、家を齊し、身を修めて人の人たる道を盡すが故である。國を立てる以上は負擔すべき租税がある、一家を治めるには衣食住の費えがあ

人の萬物の靈長
たる所以

常に準備を要す

る、親戚朋友に交るにも夫々の費用がなくては叶はぬ。加へるに、天災地變は豫知すべき限りでなく、老病死は何人の身の上にも襲ひ來るものであるから、此等に對しても豫め備へる所がなくてはならぬ。故に吾等は常に忠實業に服し、勤儉産を治め、華を去り實に就き、荒怠相誡しめ、自彊息まざるの覺悟を以て奮勵努力を要する次第である。

さて如何なる事業を行ふにも、天然資本[●]、勞力[●]の三者を缺くことは出來ない。田畑にある作物も十分に日光を受けなければ成長せぬ、中耕除草、病害蟲の驅除などに手を悉さなければよく實^みることはない。然し如何に豊かな天然の恵があつても、又如何に屈強の勞力を用ひても、若し農具や肥料の如き資本を適當に使用することが出來なければ、満足な効果を擧げることとは出來ない。ましてや人文日に就り月に將み、東西相倚り彼此相濟

●資本及び勞力と共に生産の三要素と稱せられ、土地、日光、濕熱空氣等の天然物及び天然力より成る

●天然物に人工を加へ生産の爲めに用ひらるゝものとしてある

●人の精神及び肉體の勞作である

●莫大の分量を製造することである

●資本を活用するの要

し、以て其の福利を共にせんことを期する今日の世の中に於ては、多くの資本を集め、學術技藝を活用し、精巧な器具機械を使用し、巧妙な分業を應用し、大量生産を實行する者は榮えるが、此等を用ふることの出來ない者は、世にも人にも後をとり、年來の熟練は之を活用するに途なく、生活の本據は危うせられ、終には自暴自棄に陥り、徳義を顧みるの暇もなく、吾も他人も共に其の弊を受けるに至ることは瞭なことである。寔に資本に乏しく、事業經營の規模の小さい者は、抵當とすべき物がなから資金を借る途さへなく、よし借り得たとしても利子が高ければ其の負擔に堪へることは出來ない。又事業改良の方法を授けられても、之を實地に行ふに必要な機械原料を購入することが出來ず、折角作り上げた生産物も、安く賣出すことの止むを得ないときは、結局損益相償はないのは當然である。是に於て吾等は今日

産業組合の趣旨

● 天は自ら助くる者を助く
● 協同は力を生ずる

の社會に處するに當つて、低利の資金を得、其の事業の改良發達を圖り、其の所得を増進し、其の生活を裕かならしめ、將來に對する準備を全うするには、何等かの方途を樹てることが必要となる。産業組合は、實に之が爲に案出された仕組であつて、我が國の礎を爲し生産の主力を占める中産以下の人々が相集まり、互に徳義を守り、各自本分を盡し、自治自助を經とし、協同相助を緯として物質上及び精神上の團結に依つて資金の融通、物資の購入、生産物の販賣、事業及び家事經濟に必要な設備器具機械建物、水道病院等の利用をも便利にして、人の人たる本分を盡すに足るの資源を養ひ、生活安定の道を樹てることを以て主眼とするものである。而して一組合の力を以て及ばない所は、更に組合の組合たる聯合會を組立てて其の活動の範圍を擴大し、更に之を全國民的に推廣することが出来るから、小規模の農業者、手工

産業組合の效果

業者、漁業者、小商業者が此の仕組に依るならば、茲に此等の人々の地位を擁護し、其の支配力を獲得することが出来るし、勞働者、俸給生活者等が之を活用すれば、生活の安定を得て、文明の惠澤に浴することが出来るに違ひない。故に産業組合が發達した地方に於ては、其の屈強な勞力には、夫れ相應の報酬があり、天然の恵み豊かな土地には、五穀豐饒の幸がある、文明の利器は人々の利用に任せて生活は樂となり、事業の利益は愈々増進し、勤儉の美風起つて蓄積の效愈々顯著となるのである。若し此の如くなるものならば、何とて一家として富まないことがあらうか、何とて町村が潤はないで居らうか、國も何とて榮えないことがあらうか。

第二 産業組合の種類

●明治三十三年制定
せられ其の後七回
の改正があつた
現行法は昭和七年
九月改正のもので
ある

●昭和八年一月一日
現在全國産業組合
数は左の如し

信用組合	110,512
販賣組合	3,355
購買組合	3,355
信用販賣組合	3,355
信用購買組合	1,628
信用販賣購買組合	1,759
信用購買利用組合	1,217
販賣購買利用組合	2,077
信用販賣利用組合	3,076
信用購買利用組合	1,266
信用販賣購買利用組合	3,294
信用販賣利用組合	4,044
信用購買利用組合	3,555
販賣購買利用組合	4,744
信用販賣購買利用組合	4,997
計	143,553

組合の目的

●更に工作を加へ、
若くは生産物を原
料として製造する
ことを指す

●電気設備、水道、
浴場、種畜、乾糞
装置は一定制限内
に於て員外にも利
用せしめ得る

●市及び主務大臣指
定の市街地に於け
る信用組合にして
組合員外の貯金を
取扱ひ、手形の割
引を行ふときは兼
營を許さず

我が國の産業組合は産業組合法の規定に依つて設立した組合である。これには次の如き十五の種類がある。

- 一、單營組合
 - 一、信用組合
 - 二、販賣組合
 - 三、購買組合
 - 四、利用組合
- 二、兼營組合
 - 五、信用販賣組合
 - 六、信用購買組合
 - 七、信用利用組合
 - 八、販賣購買組合
 - 九、販賣利用組合
 - 一〇、購買利用組合
 - 一一、信用販賣購買組合
 - 一二、信用販賣利用組合
 - 一三、信用購買利用組合
 - 一四、販賣購買利用組合
 - 一五、信用販賣購買利用組合

信用組合は組合員の事業又は其の家事經濟の發達に必要な資金を組合員に對し低利にて貸付し、兼ねて組合員及び或制限

の下に組合員外の貯金を取扱ひ、販賣組合は組合員の生産物を集めて之に加工し又は加工せずして他に之を賣却し、購買組合は、組合員の事業用品又は經濟用品を購入し、之に加工し又は加工せずして、若は之を生産して組合員に配給し、利用組合は組合員をして其の事業又は經濟に必要な機械、倉庫、工場、住宅、水道、病院等の如き設備を利用せしめるを以て目的とするものである。前記兼營組合は、此等組合の二以上の目的を有する組合である。此の外産業組合は一般に農業倉庫業法の規定に従ひ農産物(穀物及繭)に關する倉庫事業を營むことを得。

組合は又其の債權者に對する組合員の責任負擔の關係即ち組織に依りて區別するとき、無限責任組合、有限責任組合及び保證責任組合の三となる。無限責任組合では組合財産を以て組合の債務を完済することの出来ない場合に、組合員の全員が

●組合債権者は組合員の一人又は全員に對し一時に又は順次に債權の請求を爲し得

②之を保證金額と名づけ、組合員毎に其の金額を定めるが最低は出資額を下ることが出来ない

③昭和十二年八月迄に組織變更を猶豫されてゐるから、有限責任のものが多い。

●連帯無限の責任を負擔し、有限責任組合では組合員は其の出資額を限度として責任を負擔し、保證責任組合では組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に組合員の全員が其の出資額の外一定の金額迄を限度として責任を負擔するのである。昭和七年九月の改正法に依り一般産業組合は、無限責任又は保證責任に限られ、市街地信用組合、經濟用品のみを取扱ふ購買組合又は經濟設備を利用せしめる其の兼營組合のみは、例外として有限責任組合たり得ることになつた。

産業組合の組織別數は左の通りである。

組織別	昭和八年初現在		昭和年初現在		昭和年初現在	
	組合數	割合	組合數	割合	組合數	割合
無限責任	九九〇		六九			
保證責任	三九四		二七			
有限責任	一三、九六八		九〇四			
合計	一四、三五三		一、〇〇〇			

第三 産業組合の構成

産業組合は、組合員の協力に依り資金の貸付、貯蓄の奨励、生産物の販賣、需要品の購入及び産業又は經濟に必要な設備の利用を爲し、以て組合員の事業及び家事經濟の發達を圖る爲めに設立する社團法人である。社團とは共同の目的を以て集る人の團體で、法人とは自然人でないが而も權利義務の主體たるものを謂ふのである。而して産業組合なる法人は(一)共同の目的を以て結合する人即ち組合員。(二)事業の經營に必要な資金。(三)法人たる組合を管理すべき機關。(四)此等の關係を取り極めたる組合員の約定即ち定款の四者を構成の要素とする。

一、組合員

産業組合を設立するには七人以上の設立者がなければなら

ある。

全國産業組合及

組合の職業別組合員数は左の如し。

職業別	●全國		●組合	
	員數	割合	員數	割合
農業	三,四六九,八四八		七,二二	
工業	三五,六七二		四九	
商業	五四五,二二八		二,三三	
水産業	九二,三四		一九	
林業	七,五〇六		〇,三	
其他	四六,二六七		九六	
計	四,八三三,四〇〇		一〇〇,〇	
法人				

二、資金

産業組合の資金は、(一)拂込出資金、(二)積立金、(三)借入金及び(四)貯

●昭和六年度末調査組合数一三、一二二の實數である
●府縣組合又は附近組合等につき調査の上記入する

●農事實行組合、養蠶實行組合及産業組合である。

●定款例第十一條乃至第十四條を見よ

●定款例第十五條乃至第十八條を見よ

金の四者から成る。

●**拂込出資金** 拂込出資金は、組合員が其の引受けた出資に對し拂込んだものである。此は組合資金の最も重要なもので、組合信用の基礎を爲すものである。

●**積立金** 産業組合は其の基礎を鞏固にし、非常の場合の損失を補填する爲め準備金の蓄積を要する。其の蓄積の法は、最低金額を出資總額とし、此の額に達するまでは毎事業年度末に於ける剰餘金の四分の一以上を積立てなければならぬ。其の他新加入の組合員より徴收する加入金、出資口數を増加した組合員より徴する増口金、持分の一部を拂戻したときの殘高等は總て此の準備金に積立てる。産業組合は尙此の外に、損失の填補に充て、又は組合事業の爲めに設備した器具、機械、諸建物の消却、講演會、品評會の開設、圖書館の建築、道路の改修、指導標の設置、

① 定款例第一條第一項第一、二、三號及び第四十五條を見よ
 ② 其の額の最高限度に關する事項は第三十頁欄外参照
 ③ 組合員と同一の家に在る者である

④ 北海道拓殖銀行は北海道の組合に對し略同じ便宜を與ふ
 ⑤ 尙此等の銀行は手形の割引、當座預金貸越の方法に依りても亦資金の融通を爲す

⑥ 府縣知事、北海道長官等である

⑦ 昭和六年末現在の金額である

⑧ 年度末に於て一時的に存在し總會の承認を経て準備金特別積立金、配當金等に夫々處分せられる

善行者の表彰、老人の慰安、救恤等の費用に充てる目的を以て特別積立金を造るを普通とする。

貯金 貯金は信用組合及び其の兼営組合に限りて有する資金である。貯金には、組合員の貯金と組合員外の貯金とある。組合員外の貯金には市街地組合に於ける一般組合員外の貯金と、加入豫約者、家族、公共團體、公益法人、その他の團體の貯金とある。

借入金 産業組合は其の組合員の拂込出資金、積立金、信用組合及び其の兼営組合に在りては尙貯金を以て資金に不足を感じずるときは借入金を爲すことがある。産業組合中央金庫、日本勸業銀行、日本興業銀行及び府縣農工銀行は無抵當を以て組合に對し資金融通の便宜を與へ、政府は低利の資金を供給する。此の借入金は漫然爲すべきものでないから、組合は毎年其の總

會に於て、其の年度内借入額の最高限を議決し、之を監督官廳に届出づることにして居る。

最近全國産業組合及び組合の資金は左の如くである。

全國産業組合資金調

種類	金額	調査組合數	一組合平均	一組合員平均
拂込出資金	二三四、五七、五九 ^円		一七、八七 ^円	四八、七 ^円
積立金	一一〇、六三、二二〇	一三、一三三	九、一九二	二五、〇六
借入金	二五五、九三、六三七		一九、五〇三	五三、一七
貯金	一、〇七〇、八〇、〇五三	一一、三五六	九四、二八六	二七七、六六
合計	一、六八一、九二、四八九	一三、一三三	一四〇、八五七	四〇四、六三
剰餘金	二二六、七、六四二	一三、一三三	九、六六	二、六三

●府縣、町村内又は附近組合等につき調査の上記入すべき

●組合資金調

資金ノ種類	金額	割合	合	一組合員平均
拂込出資金				
積立金				
借入金				
貯金				
計				

三、機關

機關

組合には其の意見を定め、其の事務を處理する機關がある。總會・理事及び監事がそれである。

●定款例第二十二條乃至第二十九條參照
總會

●總會 總會には通常總會及び臨時總會の二種がある。通常總會は毎事業年度一回定期に開くもので、理事之を招集する。

臨時總會は通常總會開會時期以外に臨時に開かれるものである。

●事故の爲め出席し難き組合員は他の組合員に委任して決議に與ることを得、定款例第二十七條參照
●株式會社と異なる重要な點なり株式會社の總會に於ては株主は株式の數に應じて投票權を有する

總會は組合員大多數の意見を以て、組合の意見と爲す爲め設けた意志機關である。組合員は皆總會に出席して、自己の意見を述べ決議に與る權利を有する。此の權利は組合員の出資の多少や責任の輕重には何等關係なく、平等に、一人一票である。元來産業組合は、組合員をして自ら其の衝に當り其の利害に任ぜしむる自治自助の趣旨に出た仕組のものであるから、總會に於ては組合員互に他の意見を尊重し、圓滑に事を處するの風を興し、組合の事業を見ること自家の事業の如くならしめることを肝要とする。若し然らずして、役員のみ専ら組合事業を掌り、組合員をして與り知らしめることの尠いときは、組合に對する組合員の感情自然に冷淡に流れ、役員に對して猜疑の念を懷き

●産業組合法及施行規則等を指す

●組合を消滅せしむることである

●二組合解散して一組合となる場合と一組合が解散して他の組合に合併せらるゝ場合とある
●定款例第十九條乃至第二十一條を見よ

●理事缺けたる爲め損害を生ずる虞あるときは地方長官は假に理事を選任することがある
●定款の規定を以てすれば六年までは差支ない
●他に常務を有する人が給料を受けることなくして職務に當ることである
●尙定款例第三十三條を見よ

●定款例第十九條乃至第二十一條を見よ
●主として地方長官である

紛争を生ずることの絶無を保し難い。總會に於ては、法令及び定款に定めた事項其の他重要事項につき評議決定し、又役員の選挙を行ふのであるが、此の外尙總會を機とし組合員の事業の改良發達や、生活改善等を実現する爲めに研究會、談話會等を催し、善行者の表彰を行ひ、場合に依りては組合員及び其の家族一同持寄で、清新な趣味多き會食を行ふ等組合員間の親善を圖り、組合員及び家族をして産業組合の發達の爲めに協力の實を挙げしむる様にすることが肝要である。

總代會 組合員五百人以上を有する組合に於ては、定款の規定を以て總會に代るべき總代會を設けることが出来る。總代會は組合の解散及び合併の決議を爲すことは出来ないが、其の外は全く總會と同一の権限を有する。

理事 理事は外部に對しては組合を代表し、内に在りては組

合の業務執行の任に當るので、執行機關の名がある。理事は總會に於て組合員中より選舉せられ、其の員數は通常三名位とし、其の任期は三年内外を普通とする。組合に理事數人ある場合に於ては、定款又は總會の決議を以て、組合長、會計係、業務主任等の職務を分擔せしむることもある。

理事は監事と共に名譽職を原則とするが、定款の規定又は總會の決議を以て之に報酬、賞與又は手當を給し得る。

組合事業の興廢は、多くの場合理事其の人を得ると否とに係るのである。故に組合員は理事の選任を慎重に行ひ、當選した理事は常に勤勉、誠實、熱心、忍耐以て其の職責を盡すべきである。

監事 監事は監査機關で、組合財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、若し不整の廉あることを發見したときは、總會又は監督官廳に報告し、或は其の報告を爲す爲めに必要ある

① 組合員五分の一以上より要求ありたる總會である

② 理事の數より少数の組合の方が多いが著者は監事の數を多くして、其の職務を盡さしめるを可とするものである

③ 定款の規定を以て三年位までにして差支ない

④ 町村内又は附近の組合名を記入する

とき、理事の缺けたとき、及び理事が正當の理由なくして組合員の請求に係る總會の招集を爲さなかつたときは自ら總會を招集するの權能を有し、組合が理事と契約を爲し、又は訴訟を爲す場合には監事は組合を代表する。又理事が地方長官に對して爲す登記事項、組合原簿及び其の記載事項の變更に關する届書に對し、監事證明を爲すの要がある。

⑤ 監事は總會に於て選舉せられ、其の員數は五名位とし、任期は一年を普通とする。

⑥ 組合の理事、監事及び總會開設期左の如し。

組合長	理事氏名	監事氏名	通常總會開設期

四、定款

① 定款は産業組合の設立と不可分の關係に在る組合員間の約定書であり、同時に組合の憲法である。定款に記載すべき事項は左の通りである。

- (一) 組合の目的
- (二) 名稱
- (三) 組織
- (四) 區域
- (五) 事務所
- (六) 出資一口の金額及び其の拂込方法
- (七) 保證責任組合に在つては、保證金額に關する規定
- (八) 第一回拂込金額
- (九) 剩餘金處分及び損失分擔に關する規定
- (一〇) 準備金の額及び其の積立の方法
- (一一) 組合員たる資格に關する規定
- (一二) 組合員の加入及び脱退に關する規定
- (一三) 組合の目的たる事業の執行に關する規定
- (一四) 存立時期又は解散の事由を定めたときは其の時期又は事由
- (一五) 設立當時の理事及び監事
- (一六) 除名の事由

尙定款に其の他の事項をも規定することを必要とするものがある。理事、監事の人員及び任期、通常總會の開期、總會に於ける決議の方法、組合員外の貯金の取扱方等の如きがそれである。尙此等定款の規定事

① 定款例を見よ

② 農業倉庫業を營む場合には其の旨を定款に規定すると同時に更に農業倉庫業務規程を作成する

定款の変更

項につきましては、卷末の定款例を参照すべきである。

定款は組合の基本規定で組合員一同の合意により成立したものである。故に之を変更するには総組合員の同意を必要とすべき筈である。然るに業務及び種々の事情より定款の條項を変更するの必要が起つた際に、一字一句又は一條項の変更にも総組合員の一致を必要とし、一人の不同意があるも其の目的を達することが出来ないとするならば、處理上の不便尠くない。故に組合法は、總會の決議に依りて定款の変更を爲すことを許して居るのである。然し本來重大な事項であるから、特に定款変更の手續を鄭重にして、總組合員の二分の一以上出席し其の議決權の四分の三以上の同意あることを條件として居る。尤も組織変更、出資一口の金額の減少、脱退後に於ける組合員の責任期間の短縮を爲すときは、總組合員の同意を得る必要のある

●出席せざる組合員の委任状をも計算す。委任状には凡て二錢の印紙を貼用せざれば無効である。

ものもあり、且債權者の承認を得る爲め特別手續を要するものもある。尙定款の変更は地方長官の認可を受ける事を要し、其の変更した事項が登記事項のときは變更登記の必要がある。組合に備へて置く定款には、設立者一同署名捺印し、之に印紙を貼用しなければならぬ。

五、設立の手續

産業組合の設立者の間に於て設立の議が愈決すれば、法令の命ずる所に従つて定款を作り、産業組合設立許可申請書に添へ地方長官に差出すべく、許可の指令があつた時は茲に組合は成立し、設立者は組合員となり、定款を以て定めた理事及び監事は夫夫其の職務に就く。かくて組合の理事は定款の規定に従ひ、遅滞なく各組合員をして出資第一回の拂込を爲さしめ、其の拂込終つたときは二週間に其の旨を地方長官に届出て、同時に

●様式につき地方長官の告示あるときは之に依る。

●記載事項は二十五頁を見よ

●町村内又は附近町村の組合名を記入すべく、若し町村内に組合なきときは何故に組合の設立なきかにつきて記入してもよい

●組合原簿を提出する、かくするときは地方長官は右の届出及び提出に従ひ、遅滞なく各事務所所在地の登記所に設立の登記を囑託し、且主たる事務所所在地の登記所に組合原簿を送附する。組合はかくして茲に完全な法人となるのである。

●組合設立の事情、設立年月日等左の如し。

- 一、 設立の事情
- 二、 設立許可の年月日
- 三、 重なる設立者

第四 産業組合の登記

産業組合は無形體むけいだいの法人で、組合の名を以て権利を有し義務を負ふものであるから、其の存在を世間に公示する爲め登記を爲すの必要がある。登記は組合の届出に依り地方長官が登記

●登記事由が地方長官の認可書に依る場合は届出の要がない、第九行以下を見よ

所に登記を囑託するのを原則とする。登記事項は左の通りである。

- (一) 組合の目的
 - (二) 名稱
 - (三) 組織
 - (四) 區域
 - (五) 事務所
 - (六) 設立許可の年月日
 - (七) 出資一口の金額
 - (八) 保證責任組合に在つては保證金額
 - (九) 出資拂込の方法
 - (三) 理事監事の氏名住所
 - (二) 存立の時期又は解散の事由
- 此等の事項に變更を生じたときは、組合は二週間以内に變更の登記を爲すべき事項を地方長官に届出づべく、地方長官は此の届出に依り遅滞なく各事務所所在地の登記所に登記を囑託する。尙登記の事由が地方長官の認可其の他の處分に依りて生じたときは、届出なくも登記の囑託を爲すのである。設立の届出を爲す際提出する組合原簿に記載すべき事項は、(一) 出資の總口數 (二) 拂込みたる出資の總額 (三) 無限責任組合に在りては各組合員の氏名住所 (四) 保證責任組合に在りては各組合員の氏名住所及び保證金額であるが、此の原簿は登記簿の一部と看做し、記載は登記と看做される。記載事項に變更

①組合登記に関する全部の寫しのことである
②登記事項中必要な事項のみの寫しである
③登記簿又は登記事項中に變更なきことの證明書は其の一例である

を生じたときは登記事項變更の場合に準ずる。組合員の加入に付ては無限責任組合ならば加入者の氏名及び住所を、保證責任組合ならば加入者の氏名、住所及び保證金額を記載した組合原簿を加入の日より二週間内に地方長官に提出し、地方長官は遅滞なく之を主たる事務所所在地の登記所に送付する。組合原簿の記載事項の變更の届出又は組合原簿の提出は其の事業年度の終りより二週間内に之を爲すことを得る。但し組合員の脱退又は保證金額の減少に就ては總組合員の同意を以て定款に之を定めたる場合に限るのである。

登記事項は何人と雖も成規の手續を経て申請すれば、之を閲覧することが出来る。又登記簿の謄本、抄本及び登記事項に関する證明書の下附を申請し得る。

第五 組合事業の運用

産業組合の事業は、組合の種類に依りて異なることは勿論で

①定款例第三十九條乃至四十六條を見よ
信用組合の貸付の目的

あるが、左に其の運用につき大要を説明する。

②信用組合 信用組合の事業は、貸出と貯金である。貸出には手形の割引と貸付がある。手形割引は所謂市街地信用組合に限りて行ひ得る。貸付は普通の銀行とは趣きを異にし、組合員の事業經營上の利便を増し、生活の安定を圖るが爲にするものであるが、信用組合は通常一町村又は大字を以て區域となすから、理事は組合員の日常の暮向は勿論其の性質を了解し、平素の心掛を知り、着實勤勉に仕事を爲すや否や、組合より借入した資金は、果して用途通りに使用するや否やをも監視し得べきが故に、貸付は最も簡便に行はれ、且組合員各自の信用程度以内ならば無擔保貸付を原則とする。此の無擔保貸付を行ふには、豫め各組合員の信用程度を調査し置くのである。多くの信用組合には、理事の外に總會に於て選任した信用評定委員があつて、毎

信用組合の特色たる無擔保貸付の簡便に行はる所以

①定款例第三十條乃至第三十三條を見よ

には、理事の外に總會に於て選任した信用評定委員があつて、毎

●
 情け者、放蕩、暴飲、節
 儉、酒を止め、嘗て飲
 家は酒を化し、め、嘗
 慎、酒を化し、め、嘗
 茶、熱心なる目、教者
 も、熱心なる目、教者
 聴、字なき者、目、教者
 丁、字なき者、目、教者
 を、知るに、伊、利、信
 組、合、の、効、果、

年一回又は數回相談會を開き、組合員の平素の心掛、勤勉、技能、節約、健康、資産等の調査事項につき、組合員毎に評點又は等級を付し、組合資金の多少に應じて各組合員に對する貸付限度を定めるのである。此の關係から組合員は自然に平素の行狀を慎しみ、熱心本業に従事し、約束は必ず之を履行して信用を高め、以て資金必要の際に於ては、最も手經に貸付を得るやう精勵努力することゝなり、茲に信用組合は地方民風の作興と事業改善の上

●
 一種微妙の働を爲すのである。

貸付金の期限は通常一年以内で利子は低利を旨とする。是れ組合は元來利益を得んが爲めに貸付を爲すものでなく、組合員の便宜を圖るのを主眼とするものであるからである。然しながら利子の低下なるものは資金の借入を爲した組合員が期限の通り元利を返濟することに依つて實現し得べきものなる

貯金奨励の必要

●
 信用組合は最も
 適當な貯蓄機關
 である。定款に規定を設け、
 家族、市、町、村、農會、
 組合、社、寺、農會、
 報、地、社、理、組、合、又、は、
 體、德、貯、金、を、取、扱、の、場、
 及、び、主、務、大、臣、の、指、
 定、は、す、る、市、街、の、組、
 以、合、は、す、る、市、街、の、組、
 金、の、外、に、住、居、の、貯、
 内、に、の、貯、金、を、も、取、
 扱、外、の、貯、金、を、も、取、
 扱、最、後、の、貯、金、(即
 ち、但、最、後、の、貯、金、)

ことを忘れてはならない。

信用組合の主目的は貸出に在るが、其の貸出に仕向ける資金が潤澤でなければ此の目的を達し得べきことではない。されば信用組合は、拂込出資金及び積立金を多くするの外、大に貯金の奨励を行ひ、借入金を爲すの心配をせずに組合の目的を達する様努むべきである。又信用組合の貯金は其の地方の爲めに地方の資金を活用するの趣旨から生れたものとも見るべきであるから、組合の理事は其の地方の民情を察し、最も適當な貯金方法を定め、勤儉貯蓄の美風を涵養して出来るだけ多くの貯金を集むべく、組合員も亦簡便に利用し得る組合の資金を充實する爲め、又地方發達の爲めに厘毛の微と雖も組合に貯金をなし、資本の蓄積を計ると共に、資金に乏しき他の組合員に融通すべき資源を培養し、組合員相互幫助の實を擧げる心掛が肝要であ

せしめぬ様にすべきである。販賣組合の加工は取扱物品に依りて異なる。組合員より集めた繭を以て生絲となし、玄米を集めて精白するが如きは加工の例であるが、之が爲めに地方に仕事を増加し、蛹・糠を残して肥料の供給を多くし、農産物の價を増すの利益がある。其の他各種の加工を爲す場合にも同様な便益を得られる。

昭和六年度販賣組合(兼營組合を含む)の事業概況を左に掲ぐ。

販賣物品の種類	販賣價額	販賣物品の種類	販賣價額	備考
生絲	四三、九二七、七四 ^円	麥	二、五三、八五 ^円	事業組合數 四五〇
繭	二四、六五、三九 ^一	蔬菜果實及其の加工品	六、八六、四九 ^二	一組合平均 三、二八〇
米	六、〇八、二七 ^六	畜産物	六、七九、五三 ^三	
織物	九、四八、九二 ^八	其他	三、二五、八八 ^二	
水産物	三、〇三、二四 ^四	計(調査組合數)	一八、二四、一〇〇	一組合員當販賣高 五、六四

●定款例第六十條乃至第六十九條を
見よ
購買組合の目的

購買組合 購買組合の目的は、組合員の事業用品及び經濟用品を合理的に購入し、必要に応じて加工を爲し、又は之を生産して組合員に賣却し、以て組合員の事業原料の費用を少くし、又生計費を節約せしむるにある。

購買組合に於て取扱ふ物品の種類は、組合員及び地方の實狀に應じ最も適當と認める物を選定し、最初は成るべく其の種類を少くし、組合事業運營の經驗を増すに随つて、漸次其の業務を擴張するがよい。

組合取扱の物品は理事の見込により購入する場合と、組合員の注文により購入する場合とある。何れにしても其の購入に際しては、能く其の良否を鑑別し、品質優良、價格低廉な物品を仕入れ、組合員をして常に組合を信賴するの念慮を強からしめることを肝要とする。

① 地方に於ける普通の賣買相場なり

② 掛賣は組合員の經濟を亂すの基なり

③ 野菜栽培等を爲すときである

物品を組合員に配給するには、其の日用品は組合の賣店にて引渡し、事業用品は右の賣店又は便宜の場所を指定して組合員をして受取らしめる。

日用品の賣價は市價に依りて定めるを原則とすべきも、事業用品は成るべく低廉ならしめるべきである。物品引渡の際は現金賣を原則とすべきであるが、肥料・種苗の如き事業用品は、組合員の事情により、六箇月又は一箇年間以内に限り延納を許してもよい。

購買物品の種類によりては原料の儘購入して之に加工し、又は生産したる上組合員に分配する方利益のものもある。其の場合には加工場又は製造場・圃場等の設備を必要とする。

昭和六年度購買組合兼營組合包含事業の概況は左の通りである。

産業用品目	賣上高	經濟用品目	賣上高	同用品上	賣上高	合計
肥料	四二、七三、〇二	穀物	一三、八〇、八九	薪炭	二八、四九	調査組合 八、〇四八
蠶具	五七、九八〇	酒	七、五九、九七	石炭	一〇三、三五	
種苗	三四三、九二	鹽	一、九三、七六	石油	六二、三四	一組合平均 一一、四三三
農業用材料品	一、二四九、五二	織物	二、四九、四九	油類	一三九、四六	
工業原料品	六、七五、〇六	砂糖	二、九六、九八	鹽	七六、四五	一組合平均 一一、四三三
其他	九七八、〇九五	醬油	一、八三、三六	其他	四三八、六八	
計	六、八七、五八一	其他	二、〇三、三九	計	一、一〇七、二三	一組合平均 一一、四三三
		計	五二、六三、七六			一組合平均 一一、四三三
						一組合員平均 三三、九九〇

④ 定款例第七十條乃至第七十七條を見よ
利用組合の目的

④ 利用組合 利用組合の目的は、組合員の事業又は家事經濟の發達を圖る爲めに必要な設備を爲し、組合員をして之を利用せしむるに在る。

事業設備には、土地・建物器具・機械・工場・倉庫の如きものがあるが、通例個人の力にては到底準備し難く、若くは準備するを不利とするものを組合資金にて備へ、若くは借入れて、組合員をして之を利用せしめるか、又は組合に於て組合員の提供した物に加工する二方面がある。

経済設備には住宅・電力・水道・冠婚葬祭用具の如きものより、醫師産婆の勞務の如きに至るまで種々のものがあるが、凡て共同利用に依りて組合員の生活改善に資せんとするものである。

●利用組合の設備たる電気設備・水道浴場・種畜又は乾繭装置は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員たり得ない者にも利用せしめ得る。之を員外利用と稱する。

組合に於ては右加工又は利用に對して利用料を徴收する。利用料の額は總會又は理事に於て之を定めるのである。

●定款例第七十六條
を見よ

利用組合(兼營組合を含む)の事業は多種であつて、其の内容を表示することが出来ぬ。従つて茲には昭和六年度五、四二四の組合に付調査した利用料の金額だけを掲げる。

産業用	經濟用	同兩用	●員外利用	計	主 要 設 備
三、四四、六四九 ^円	一、四四、五五 ^円	四、九三、七三 ^円	七、六二七 ^円	五、三九、一五七 ^円	土地、倉庫、住宅、農具、乾燥装置、精米麥機、織機、製絲機、漁船、漁具、種畜、冠婚葬祭具、醫院、浴場、電気設備、水道等

兼營組合 十一種の兼營組合の事業は、要するに上記四組合の事業の一乃至四を兼ねたものであるから、別に説明を要せぬ。但し兼營には多くの場合に於て事業の連絡、事業費の節約等の便益があるから、同一組合員が同一区域内に於て各種の組合を別々に設立するよりも、兼營組合に依るを利とすることが多い。

保管

●最初の寄託者の寄託した日より六個月以内に限らる

●農業倉庫證券に其の旨を記載するを要し又其の返還に關し特別の規定を必要とする
●別々に保管することである

上の便益を圖る所以であるから、(三)其の保管物に對し金融を爲し、(三)販賣上の便宜を圖ることも肝要である。

一、保管 農業倉庫に保管し得るものは、農業者地主等の寄託物である。寄託物には組合員の穀物藪の如き主たる寄託物と、其の(二)賣却後買受人の引受けるまでの期間保管を爲す物と、(三)他の農業倉庫業者の保管物を再保管した物及び(三)上記の保管に差支なき限り業務規定を以て定めた物品とある。保管の期間は六箇月を原則とし、六箇月を超えざる期限を限りて更新し得る。農業倉庫に於て種類及び品位の同一なる寄託物は之を混合保管と爲し、又は特定保管と爲すことが出来る。此の二場合ともに通常入庫票を發行して寄託者に交付する。寄託者は保管期間内にも返還を請求し得るが、農業倉庫證券を作つたときは、之と引換にあらざれば返還を受けることは出来ない。

金融

- 此の證券を所有する者は寄託物を所有する者と同様の關係にあるから、寄託物の買入を便して金融が出来る
- 一、農業倉庫證券
- 二、受託物の種類
- 三、受託物の種類
- 四、寄託者の氏名
- 五、寄託の場所
- 六、保管料
- 七、保管の期間
- 八、受託物の種類
- 九、氏名

金融

二、金融 信用組合ならば固有の業務として寄託物を擔保として金融を爲し得るは勿論であるが、農業倉庫業者としては自ら作成した農業倉庫證券を擔保として組合員に對し貸付を爲すことも出来る。農業倉庫證券は寄託物の保管期間内に於て、其の寄託物を金融の目的物其他に利用する爲め寄託物を代表する有價證券で、裏書に依り讓渡又は質入を爲すことが出来る。かく流通力を有するものであるが故に、一定の形式を具備せねばならぬ。

産業組合は組合員外の者の爲にも倉庫業の便益を與へ得るが、上記の金融を組合員外に對して行ふことは許されぬ。産業組合の外農會、公益法人、市町村等も亦農業倉庫業を營むことが出来るが、自ら金融を爲すことは出来ない、單に寄託者と農工銀行其の他の金融機關との間に立ち、金融の仲立又は斡旋を爲

販賣上の便宜

し得るに止まる。

三、販賣上の便宜 産業組合は寄託物の保管及び金融の便を
圖る爲め、業務規定の定める所に依り次の如き販賣上の便宜を
圖るに必要な事業を爲すことが出来る。

- 一、受寄物の調製、改装又は荷造を爲すこと
- 二、受寄物の運送又は販賣の仲介を爲すこと
- 三、受寄物の運送又は販賣の取次を爲すこと

調製とは穀物に付ては精選、俵裝、繭に付ては乾燥選繭を爲す
等のことである。改装は俵裝荷造を改める事で、荷造は材料を
用ひて他に安全に運送し得べからしめるやうすることである。
仲立とは組合が寄託者と運送人、同取扱人又は商人との間に保
管物の運送又は販賣の仲介を爲すこととて、取次とは組合の名を
以て寄託者の爲に寄託物の運送取扱人又は問屋の爲す仕事に

● 自己の名を以て運
送の取次を爲す者
をいふ

倉庫建設の注意

當ることである。凡そ農業倉庫業は、營利を目的とするもので
なく、寄託者の利便を圖らむが爲めに其の業務を行ふこととな
ければならぬ。又農業倉庫業の十分なる目的を達する爲めに
は、産業組合聯合會のみが聯合農業倉庫業を營むことが出来る。
農業倉庫又は聯合農業倉庫の建設に當りては、組合員の爲め、
又寄託物の運送販賣に便利なる位置を選び、其の規模は之を寄
託物の數量に適合せしめ、保管上遺漏なきを期することが肝要
である。

入庫品に付ては検査人を置き、公平な検査を行ひ、成るべく混
合保管を爲し、品質の統一改良に努めると共に保管上の便宜を
圖るべきである。保管中に於ては諸種の災害を防止し、組合又
は組合員の損害を免れしめる方法を立つべきである。保管に
對しては保管料を徴收する。總て倉庫業の運用に付ては之を

● 入庫米の検査
米穀検査の行はれ
居る府縣に於ては
検査人は倉庫に於
て出張検査を爲す
もの多し、又検査
料を輕減又は免除
するものがある

内保會五である。五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

昭和七年の改正法に依りて有限責任は認められなくなり、在來の有限責任のものには五年以内の保証責任ならぬが、改めなければならぬ。全國區域の大聯合會
① 全購聯と略稱す
② 絲聯と略稱す
③ 全販聯と略稱す

に同じく、其の事業も略産業組合に同じであるが、信用組合聯合會は産業組合中央金庫其の他の特殊銀行に對し、所屬組合又は所屬聯合會の爲めに債務の保証を爲し、又被保證者の爲めに債權の取立を爲し得る。聯合會の區域は其の事業の種類に依りて大小一定なるを得ないは勿論であるが、信用組合聯合會に於ては府縣を以て區域とするを便とすべく、其の他の聯合會は所屬組合又は所屬聯合會との業務聯結上の實益に依つて之を定むべきである。組織は在來有限責任のものもあつたが、將來は保証責任のみとなる筈である。

全國購買組合聯合會、大日本生絲販賣組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會は全國を區域とする三大聯合會で、前者は購買組合又は購買組合聯合會の爲めに卸賣の事業を爲すものである。此の聯合會の取扱物品は産業用品としては肥料、農具、種

苗等、經濟用品として學用品、醬油、石鹼、藥品等を主とし、生産又は買入の方法に依りて所屬組合又は所屬聯合會に配給を圖つて居る。政府は農家に對する肥料配給改善の目的を達せんが爲め本聯合會に助成金を與へてゐるが、最近一年間の金肥のみても二千萬圓を超えるの盛況を呈してゐる。大日本生絲販賣組合聯合會は製絲組合を以て組成したもので、其の取扱高は漸次増大しつゝある。全國米穀販賣購買組合聯合會は米麥等の穀物を取扱ふ販賣組合及び販賣組合聯合會を以て構成し、穀物の販賣及び政府拂下米の購買事業を行ふ。

左に産業組合聯合會の概況を表記するが、何れも近年著しき數字的發達を示してゐるが、就中信用組合聯合會は後に述べる産業組合中央金庫と聯絡して組合金融の爲めに著しき進出を爲してゐる。

一、地方産業組合聯合會の事業

聯合會名	調査聯合會數	所屬組合數	事業の分量	一聯合會平均	一所屬組合平均
信用組合聯合會 (兼營共)	五	一三、四四九	貸付額 三五五、一三九、〇四五 償還額 一五五、二四二、六五三 年度末現在 一〇、八八六、三九一 受人額 五六五、二四一、〇八九	六〇一九、三〇五 四二九、二四八 一七七、〇五七	—
販賣組合聯合會 (兼營共)	一〇八	八、六九三	貯金 年度末現在 一四三、三四九、七六七 拂戻額 四二、七九、三三二	二、四九、〇〇五 七、四九、〇〇五	二、九七六
購買組合聯合會 (兼營共)	一〇三	九、三一九	販賣高 六五、〇三二、七九九 購買高 二八、七七七、二四四	六、二一、一五五 二、八二、〇三三	七、四八二 三、〇八七
利用組合聯合會 (兼營共)	三	二、〇〇七	利用料 四〇、七八九	一、八五四	—

二、全國的聯合會の事業

聯合會名(調査年度)	所屬聯合會數	合同組合數	計	拂出資金	最近一年間の事業分量	其他産業用品	經濟用品
保、全購聯(七年十月末)	六	四、七六六	四、八七七	一、四三七、一三九	肥料賣高 一、六八七、三三二	四、八七九、三三二	一、六四一、六九六
有、全販聯(七年十月末)	四	六	五〇	100,000	米販賣高 二、六〇八、八九七	麥販賣高 三、四九七、三〇四	政府未買取高 二、八五〇、七三三
有、絲聯(七年六月末日)	三	三	七五	三、四六一、八三三	販賣量 三、五七〇、一五五	販賣高 一、五〇七、三三三	—

産業組合中央會

産業組合中央會は産業組合及び産業組合聯合會の普及發達及び連絡を圖る目的を以て設立し、産業組合及び聯合會の設立の獎勵・斡旋・指導・表彰・聯絡・講習・講話・調査・監査・質疑・應答・會報及び書籍の發行、産業組合學校の經營、其他組合事業の發達に必要な事業を行つてゐる。中央會は全國を通じて一個に限られ、組合聯合會及び同會の趣旨を賛成した者を會員とする。尙同會の目的を達する爲め各府縣に支會を設け、郡市の區域に於て部會を設けて居る。

● 組合及聯合會は正會員となる
● 賛助會員である

産業組合中央會の會員及び事業の概況は左の如し。
 會員數 正會員 一一七三八 賛助會員 八四三 計 一二五八一
 支會 四七

事業

一、講習會 昭和六年中開設したるもの左表の通り。

講習會名	回数	平均日數	修了者數
普通講習	四三	七日	二、〇九六
長期講習	一	九〇日	六二
實務講習	一	三〇日	六七

二、講話會 九二五回 三、實地指導 四、全國産業組合大會の開催
 五、各種全國的産業組合協議會の開催 六、優良産業組合及組合功勞者の表彰 七、内外産業組合關係事項の調査 八、産業組合學校の經營
 九、産業組合の實地監査 二、外國産業組合中央團體との聯絡 二、印刷

物の編輯發行 三、建議 三、質疑應答

經費 會費 一一一、二四六圓 事業收入 一七、一三〇圓 政府交付金 五二、二五二圓 寄附金其他 三四、九二七圓 計 二一五、五五五

八 産業組合の監督及び特典

産業組合は多數の組合員及び組合と取引を爲す者に對し種々の關係を生ずるものであるから、國家は之を監督して組合の眞目的を達せしめ、且組合員の利益を保護する爲め、組合の理事、監事が事業の範圍外に於て貸付又は手形の割引を爲し、又は投機取引の爲めに組合財産を處分し、法定の届出若は組合原簿の提出を爲すことを怠り、又は不正の届出を爲し、若は原簿に不正の記載を爲し、官廳又は總會に對し不實の申立を爲し、又は事實を隱蔽し、命ぜられた報告を爲さず、検査を拒み又は監督官廳の

●行政上の監督には農林大臣、市街地信用組合に就ては大藏大臣も、地方長官之に當り、司法上の監督には裁判所之に當る

内當座預り金 一、一六三、三〇〇
 特別當座預り金 四、三三四
 定期預り金 五九、六二四
 通知預り金 四、二八六
 特別預り金 一、〇五九、三
 計 八〇、〇〇三

公共團體	一五	一七	三三	九
非營利法人	二、二一〇	三、三三五	四、四八九	六、五六
計	四、四二一	三、五八三	三、〇五六	八、〇〇三

(イ) 三、爲替業務
 各地へ向けたる分 内送金爲替
 二六、〇三〇、八九九^円 八七、二八九(五七件) 二五、九四三、六〇九(一六、一八九件)
 各地より受けたる分 内送金爲替 代金取立
 二八、五四六、二六九^円 八七、二八九(五七件) 二八、四五八、九七九(二八、六五〇件)
 四、保護預り

證券の種類	前年末現在	本年預り高	本年引出高	本年度現在高
國債證券	一四、〇〇〇 ^円	二六、八〇〇 ^円	一八、〇〇〇 ^円	一九、八〇〇 ^円
地方債證券	一、三七七、六〇〇	一、七六、七〇〇	一、四四二、六〇〇	一、七〇三、七〇〇
社債	一〇、三四、八〇〇	六、七八五、〇〇〇	八、二五五、一〇〇	八、八六四、七〇〇
其他	七、〇〇〇	—	七、〇〇〇	—

計	一一、九七四、〇〇	八、八一〇、〇〇〇	九、九六四、七〇〇	一〇、七六三、一〇〇
佛貨國債證券	四〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	—

五、有價證券の委託賣買及買入

國債證券	受託高	賣却高	委託高	買入高
	一五三、二四五 ^円	一五三、二四五 ^円	八二、一〇〇 ^円	八二、一〇〇 ^円
地方債證券	二二一、〇〇〇	二二一、〇〇〇	—	—
社債	一九六、四四五	一九六、四四五	四八九、四〇〇	四八九、四〇〇
其他	六、六五〇	六、六五〇	—	—
計	五七七、五四〇	五七七、五四〇	五七二、六〇〇	五七二、六〇〇

第十 定款例

四種の目的を兼ね且農業倉庫業を經營する一組合を假想し、定款例を左に掲げる。上に述べた事項を参照して規定の意義をよく解すべきである。

他人の厄介にならず自分の力にて生計を営む者をいふ
一、商業者等も加
入せしむる組合に
於ては農業の二字
を省くべし
二、組合員にして同
一目的の二以上の
組合に加入するの
務は十分其の本
資を盡すことを得
ざる虞あるが故に
此の規定を設けた
るなり
三、組合員は、出資
金、附金、積立金、
寄附金等より成
るに對して、組合
員は如何なる標準
を有するかの標準
を定むるもの此の
を定むるもの此の
組合員は、出資
金、附金、積立金、
寄附金等より成
るに對して、組合
員は如何なる標準
を有するかの標準
を定むるもの此の
を定むるもの此の
組合員は、出資
金、附金、積立金、
寄附金等より成
るに對して、組合
員は如何なる標準
を有するかの標準
を定むるもの此の
を定むるもの此の

- 三、第一回拂込後一箇年内ニ全額ヲ拂込ムコト
 - 第十四條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムベキ金額ノ千分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス過怠金額五錢以下ナルトキハ五錢トス
 - 第十五條 準備金ノ額ハ出資總額ノ五倍ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス
 - 第十六條 加入金、増口金、過怠金及第八十條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ組入ル、モノトス
 - 第十七條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スベキ金額ヲ控除シ仍殘餘アルトキハ特別積立金ト爲スモノトス
 - 第十八條 特別積立金ハ損失填補ニ充ツルノ外總會ノ決議ニヨリ之ヲ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得
 - 第十九條 準備金及特別積立金ニ相當スル金額ハ産業組合中央金庫、保證責任東京信用組合聯合會又ハ總會ノ承認ヲ經テ銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ズ但總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得
- ### 第三章 機關
- 第十九條 本組合ニ理事三名監事五名ヲ置ク
 - 理事ハ組合長一名ヲ互選ス
 - 組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

規定を設けたり
一、規定を設けたり
二、規定を設けたり
三、規定を設けたり
四、規定を設けたり
五、規定を設けたり
六、規定を設けたり
七、規定を設けたり
八、規定を設けたり
九、規定を設けたり
十、規定を設けたり
十一、規定を設けたり
十二、規定を設けたり
十三、規定を設けたり
十四、規定を設けたり
十五、規定を設けたり
十六、規定を設けたり
十七、規定を設けたり
十八、規定を設けたり
十九、規定を設けたり
二十、規定を設けたり
二十一、規定を設けたり
二十二、規定を設けたり
二十三、規定を設けたり
二十四、規定を設けたり
二十五、規定を設けたり
二十六、規定を設けたり
二十七、規定を設けたり
二十八、規定を設けたり
二十九、規定を設けたり
三十、規定を設けたり
三十一、規定を設けたり
三十二、規定を設けたり
三十三、規定を設けたり
三十四、規定を設けたり
三十五、規定を設けたり
三十六、規定を設けたり
三十七、規定を設けたり
三十八、規定を設けたり
三十九、規定を設けたり
四十、規定を設けたり
四十一、規定を設けたり
四十二、規定を設けたり
四十三、規定を設けたり
四十四、規定を設けたり
四十五、規定を設けたり
四十六、規定を設けたり
四十七、規定を設けたり
四十八、規定を設けたり
四十九、規定を設けたり
五十、規定を設けたり

- 第二十條 理事ノ任期ハ四箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但再選ヲ妨ケズ
 - 組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ
 - 補缺選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
 - 理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
 - 第二十一條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常總會開會ノ時期迄猶豫スルコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ召集シ補缺選舉ヲ爲スモノトス
 - 總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補缺選舉ヲ爲スコトヲ要ス
 - 第二十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス
 - 通常總會ハ毎年一回二月之ヲ開ク
 - 臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
 - 一、理事ガ必要ト認メタルトキ
 - 二、監事ガ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スルタメ必要ト認メタルトキ
 - 三、理事ノ缺ケタルトキ
 - 四、總組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ召集ヲ請求シタルトキ
- 第二十三條 總會ノ召集ハ少クモ五日日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ通知スルコトヲ要ス
 - 前項ノ通知書ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載シ召集者之ニ記名スルコトヲ要ス

一八 出資拂込の義務は組合員の重大義務の一なるが故に制を設けて拂込の遅滞なく行はれんことを期したるなり

一九 過怠金の最低額を定め且計算の便宜に依る是れ厘以下の計算困難なればなり

二〇 本組合に於ては將來十萬圓の準備金を有するに至らば十分の活動を爲すに足るべきを以て之を目的として積立てんとす然れども準備金の額は法律上出資總額を下るを得ざるが故にかく規定した

二一 手数料として新加入者より徴収す

第二十四條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ限り決議ヲ爲スモノトス但シ急速ヲ要スル輕微ノ事項ニ付テハ此ノ限ニアラズ

第二十五條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非ザレハ議事ヲ開キ決議ヲ爲スコトヲ得ズ 總會ノ決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ理事若ハ監事ノ選任又ハ解任、定款變更、組合員ノ除名、聯合會ヘノ加入又ハ脫退、解散ノ決議ハ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十六條 總會ノ議長ハ第二十二條第三項第二號及第三號ノ場合ヲ除クノ外組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル

第二十七條 總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ時期、場所、組合員ノ總數及其ノ出席者數並會議ノ顛末ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十九條 決議録ニハ議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十一條 本組合ニ信用評定委員拾名ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第三十二條 信用評定委員ハ一箇年トス但再選ヲ妨グズ

第三十三條 信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

三三 持分より拂込出資金額を差引きたるものは法律上當然準備金に積立つべきものなれば總額十萬圓となるものと尙積立つるものとす

三四 第一三頁及第一四頁を見よ

三五 本規定は準備金及特別積立金の保管に關するものなり

三六 最も確實にして基礎の鞏固なるものを選ぶべし

三七 國家の借入金證書にして最も確實なるものなり

三八 第一六頁以下第二〇頁迄を見よ

三九 理事又は監事の任期切れたる際は後任者なれば總會を招集するに不便なれば此の規定必要なり

四〇 事業年度(第三五條)の定め方にも依りて一月にて成るべく年

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第三十二條 信用評定委員ハ二月及七月定會ヲ開キ各組合員ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

第三十三條 信用程度表ハ理事之ヲ保管シ理事、監事及信用評定委員ノ外閱覽スルコトヲ得ザルモノトス

第三十三條 理事、監事及信用評定委員ハ名譽職トス但理事ノ一人ヲ右給ト爲スコトヲ得

第三十四條 理事、監事及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第三十五條 本組合ニ倉庫長、検査人及書記ヲ置キ理事之ヲ任免ス

倉庫長ハ理事ト兼ヌルコトヲ得

第三十五條 倉庫長ハ倉庫ノ管理入庫物品ノ保管販賣ノ任ニ當ル

検査人ハ理事及倉庫長ノ指揮ヲ承ケ物品ノ品位、數量、依裝等ノ検査ヲ爲ス

書記ハ理事及監事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四章 事業執行

第一節 通則

第三十六條 本組合ノ事業年度ハ毎年二月一日ニ始リ翌年一月三十一日ニ終ル

第三十七條 本組合ノ餘裕金ハ産業組合中央金庫、保證責任東京府信用組合聯合會、郵便局又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ノ外他ニ之ヲ預入ル、コトヲ得ズ

第三十八條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第二節 信用事業

第三十九條 組合員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シ其ノ

度始の閉時に定むべし
三三 區域小なる組合にては回章にて可なり
三三 招集者たる理事又は監事の氏名を記載すべし
三三 一人一票なれば、一人にて代理し得る限度は四人までにして其の代理人と共計五人とせざるに計算の便宜による
三三 總會の議事の主要を記録したるものを記録し、組合の主要書類なり
三三 議事に關する詳細の規定なり
三三 信用組合に限りて必要なる機關なれども小組合には必ずしも小組合には任意の機關なり
三三 補助機關又は任意の機關の一なり
三三 組合員の信用の程度を調査し其の程度を調査するに定めたる表なり

三八 理事の一人に給料を給するときは定款に規定するの必要あり
三九 主として倉庫業を營む販賣組合に於て必要あり
四〇 曆年に依るを原則とすれども組合員は主として農業者なるを以て曆年に比し一月後となせるなり
四一 信用組合のみの場合に此の條項のみにて可なり
四二 何等の定めなきときは商法の法定利率六分と看做さるべし
四三 貸付金を有用に利用せしめ且つ貸付の安全を期する爲の事項のみにて可なり
四四 販賣組合ならば此の事項のみにて可なり
四五 組合は組合員の組合なれば組合事業に影響を與ふるが

金額及其ノ貸付方法ヲ定ムルモノトス

第四十條 理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ定メシメ又ハ擔保ヲ提供セシムルモノトス

第四十一條 貸付金ノ辨濟期限ハ一箇年内ニ於テ之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキハ三箇年内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

土地、倉庫、機械、工場、家屋其ノ他ノ設備ニ要スル固定資金及舊債償還資金ニ限り特別ノ事由アルトキハ十箇年以内ノ割賦償還ノ方法ニ依リ貸付スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ政府融通ノ資金其ノ他之ニ準ズル資金ノ貸付ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十二條 倉庫部ニ於テ發行シタル農業倉庫證券ニ對シテ爲ス貸付ハ保管物品ノ時價ノ十分ノ八以内トス

前項ノ貸付期限ハ受寄物ノ保管期限ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十三條 貸付金ノ辨濟又ハ利子ノ支拂ニ付テノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十四條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スルモノアリト認ムルトキハ期限前ト雖辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十五條 貯金ノ取扱ハ一回金十錢以上トス
加入豫約者ノ貯金ハ一人ニ付テ資一口ノ金額及加入金額ノ合計ヲ超ユルコトヲ得ズ
貯金ノ利息ハ別ニ定メラレタルモノヲ除クノ外毎年六月末及十二月末ノ兩度ニ之ヲ元本ニ組入ル、モノトス

第四十六條 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム
一、貸付金ニ付テハ年七分以下
二、貯金ニ付テハ年五分以下

第三節 販賣事業

第四十七條 本組合ニ於テ取扱フ物品ハ左ノ如シ

- 一、米、麥、雜穀、鶏卵
- 二、果物、蔬菜
- 三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル農産物

第四十八條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非ザレバ本組合ノ取扱フ物ヲ他ニ販賣スルコトヲ得ズ

第四十九條 組合員前條ノ規定ニ違反シタルトキハ過怠金ヲ徴收スルコトヲ得
過怠金ノ額及徴收ニ關スル規程ハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五十條 理事ハ適宜ノ時期ニ於テ各組合員ノ生産物ニ付報告ヲ徴シ又ハ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 組合カ組合員ヨリ其ノ販賣セントスル物ヲ受取リタルトキハ其ノ品等及數量ヲ査定シ之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

品等査定ノ方法及標準ニ關スル規定ハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五十二條 組合員ハ其ノ販賣委託品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ズ

第五十三條 組合員ハ組合ニ販賣委託物ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ

如きことを組合員に於て勝手に爲すべしにあらざるが故なり
理事は組合員の供給能力を知りて置くことには組合員が重要な事項なるが故なり
品等査定の方法及標準は豫め總會の決議を以て之を定め、理事又は技術員は此の事務に當る商業上のことは信用するに任ずる方法を以て最善の行爲に制限を加ふることは望ましからざる
組合は賣上高に應じ、精算して組合員に夫々仕拂を爲すも、組合員の多くは其の時まで待つことを以て假渡の爲すなり。十分の八以内とせるは物價の變動に依る危険を避けんが爲めなり

五〇 購買組合の場合には此の事項のみにて可なり
五一 購買組合は組合員の商店なり、自己の店より買はずして他より購入すべしにあらざる故に特に此の規定を設く

得但其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム
前項ノ販賣假渡金ニ對シテハ百圓ニ付金壹錢九厘以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十四條 本組合ハ組合員ニ配分スヘキ販賣代金ノ計算期ハ毎年總會ニ於テ之ヲ定ム
毎計算期内ニ販賣シタル物ノ代金ハ當該計算期毎ニ各品等ニ付之ヲ計算シ組合員ガ委託シタル物ノ數量ニ應ジテ之ヲ配分スルモトス

第五十五條 一計算期ニ受取りタル物ニシテ當該計算期内ニ賣却スルコト能ハザリシ物ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等ノ物品ノ代金中ヨリ先其ノ代金ヲ配分スルモトス

第五十六條 本組合ガ受託物ノ販賣ヲ爲シタルトキハ販賣歩合金ヲ徵收スルモトス
第五十七條 物品受取後組合ニ於テ調製、依裝其ノ他特別ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ別ニ手数料ヲ徵スルモトス

第五十八條 販賣歩合金及前條ノ手数料ハ總會ノ決議シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム
第五十九條 販賣假渡金、其ノ利息、販賣歩合金及第五十七條ニ依ル手数料ハ代金配分ノトキ之ヲ差引クモノトス

第四節 購買事業
第六十條 本組合ニ於テ取扱フ物品左ノ如シ
一、農業用地、肥料、種苗、農具、蠶種、病蟲害防除用藥劑
二、食鹽、石油、紙

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物品

第六十一條 組合員ハ組合ノ承認ヲ經タル物品ニ非ザレバ本組合外ヨリ購買スルコトヲ得ズ
第六十二條 組合員前條ノ規定ニ違反シタルトキハ總會ノ決議ニ依リ過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

第六十三條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ注文ニ應ジ第六十條ノ物品ヲ便宜購入スルモノトス

第六十四條 購買ノ申込多數ノ場合ニ於ケル賣却ノ順位又ハ數量ハ申込人ノ購買必要ノ程度等ヲ參酌シテ理事之ヲ定ム

第六十五條 組合員ニ賣却スル物品ノ代價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム
第六十六條 理事ハ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ其ノ注文シタル物ノ見積代金ノ全部又ハ一部ヲ前納セシムルコトヲ得

第六十七條 組合員ハ組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ一週間内ニ之ヲ引取ルコトヲ要ス
前項ノ期間内ニ引取リヲ爲サザルトキハ過怠金ヲ徵收スルモノトス

第六十八條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ止ムヲ得ザル事由アルトキハ農業用地ニ在リテハ五箇年、其ノ他ハ六箇月ヲ超エザル期間ニ限り代金支拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得
前項但書ニ於テハ百圓ニ付一日壹錢九厘以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ徵收スルモノトス

五二
利用組合ならば此
の節のみにて可なり

第六十九條 理事ハ代金支拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ヲ立テシ
メ又ハ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第五節 利用事業

第七十條 本組合ニ於テ設備スルモノ左ノ如シ

- 一、田畑、倉庫、脱穀機、水車場、竝室、竝具、乾藪装置及竝種貯藏装置、種畜
- 二、集會場、浴場、理髮所、冠婚葬祭用具、水道、電氣設備
- 三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル設備

第七十一條 組合員前條ノ設備ヲ利用セムトスルトキハ設備ノ名稱、所在地、數量又ハ利用ノ期間
ヲ記載シタル申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事ハ申込人ノ必要ノ程度ヲ考査シ利用セシムヘキ條件及方法ヲ定メ之ヲ申込人ニ通知スルモ
ノトス

第七十二條 組合員ハ設備ノ利用ニ對シ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

利用料ハ毎年總會ニ於テ決議シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム

利用設備ヲ損傷シ又ハ之ヲ喪失シタルトキハ理事ノ定ムル辨償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第七十三條 前條ノ使用料ハ一箇月毎ニ計算シ其ノ月末日迄ニ、辨償金ハ理事ノ辨償ノ請求ヲ爲シ
タル日ヨリ二週間内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ利用料及辨償金ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條 第四十條及第六十四條ノ規定ハ設備利用ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 理事ハ設備利用ノ實況ヲ調査シ利用ノ條件ニ反スルモノアリト認ムルトキハ其ノ利用
ヲ停止又ハ廢止セシムルコトヲ得

第七十六條 第一條第二項ノ規定ニ依ル設備ヲ利用セシムル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル

一、本組合ノ区域内ニ居住スル者ニシテ出資能力ナキ爲又ハ法人其ノ他法令ニ依リ組合員タルコ
トヲ得ザル者

二、本組合ノ区域内ニ於テ家屋物件ヲ所有シ使用シ又ハ占有シ之ガ爲設備ヲ利用スル必要アル者

三、電氣設備ヲ除ク其ノ他ノ設備ニ在リテハ本組合ノ区域内ニ居住セザル者ト雖其ノ産業又ハ經
濟ノ發達ノ爲之ヲ利用スルコトヲ必要トスル者

第七十七條 第四十條、第六十四條、第七十二條、第七十三條、第七十五條ノ規定ハ第一條第二項
ノ規定ニ依ル設備ヲ利用セシムル場合ニ之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル利用料ハ實費ノ範圍
内ニ於テ理事之ヲ定ム

第六節 農業倉庫

第七十八條 本組合ニ於テ經營スル農業倉庫ハ總會ニ於ケル決議ノ範圍内ニ於テ理事ノ合議ニ依リ
必要ト認メタル場合ニ之ヲ建設又ハ買入ル、モノトス

第七十九條 農業倉庫ノ業務ハ農業倉庫業務規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

農業倉庫業務規程ハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第七章 剩餘金處分並損失ノ填補及分擔

第八十條 剩餘金ハ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ配當金、特別配當金、特別

五三 本組合に於ては特別配當をもなすに付、出資額に對する配當金を最高五分となせり

五四 無限責任及保證責任組合に限りて必要なり但し保證責任組合に於ては、一出資額ニ應ズルモノトスニ保證金額ニ應ズルモノトスニ改むるを可とせん

五五 此の第二項は無限責任組合に限りて必要なり次項前段も同様なり

積立金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

第八十一條 剩餘金ノ配當ハ其ノ年度ノ終ニ於ケル各組合員ノ拂込出資額ニ應ジ其ノ率^{五三}ハ年五分以下トス

特別配當金ハ前條配當金ノ二分ノ一以下トシ組合員カ其ノ事業年度内ニ於テ組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ價額組合ヨリ購入シタル物品ノ價額及組合ニ支拂ヒタル使用料ノ合計額ニ應ジテ之ヲ配當ス但シ販賣及購買シタル物品ノ價額ニ對スル配當ノ率ハ物品ノ種類ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

前二項ノ配當ハ圓位未滿ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲サザルモノトス

第八十二條 損失ノ填補ハ先特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス但シ總會ノ決議ニ依リ特別積立金及準備金ヲ以テ填補スルコトヲ得

第八十三條 組合ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ各組合員間ニ於ケル損失分擔ノ割合ハ其ノ出資額ニ應ズルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合亦同ジ

第八章 加入増口脱退

第八十四條 新ニ組合員タラムトスル者又ハ出資口數ヲ増加セムトスル者ハ申込書ニ加入金拾錢又ハ増口金拾錢ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス但シ第一年度ニ於テハ加入金又ハ増口金ヲ徴セス^{五五}理事前項ノ加入申込ヲ受ケタルトキハ書面ヲ以テ總組合員ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス
總組合員ノ同意アリタルトキ又ハ増口ノ申込ヲ承諾シタルトキハ理事ハ其ノ旨ヲ申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

加入又ハ増口ノ効力ハ第八十四條第二項、第八十七條及第八十九條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第八十五條 加入豫約ノ申込アリタルトキハ理事ハ其ノ許否ヲ決シ申込人ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス
前條ノ規定ハ加入豫約者ヲ組合ニ加入セシムル場合ニ準用ス但此ノ場合ニ於テハ加入豫約者ノ貯金ノ全部ヲ出資拂込ニ充ツルコトヲ要ス

第八十六條 加入豫約者ガ第九十條第六號又ハ第七號ニ該當スルトキハ理事會ノ決議ニ依リ豫約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 組合員其ノ持分ヲ讓渡サムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス
持分ヲ讓受ケムトスル者ガ組合員ニ非ザルトキハ加入金及出資拂込ヲ爲サシメザルノ外第八十四條第一項乃至第三項ノ規定ヲ準用ス

第八十八條 組合員ガ脱退セムトスルトキハ其ノ事業年度末^{五六}六箇月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第八十九條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人が直ニ加入シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サズシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノトス

第九十條 組合員ガ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ除名ス
一、出資ノ拂込、貸付金ノ辨濟、利息購買代金利用料辨償金ノ支拂及過怠金ノ納付ヲ怠リ期限後ニ箇月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

五六 豫告期間は二箇年まで延長することを得べしと雖も六箇月にて充分なるべし。又本事業年度を六ヶ月に爲した組合に於ては三ヶ月前の豫告と爲すことを得。法律は豫告期間を設けたるは脱退に依りて組合財産に急激なる變動を興へしめざらんが爲めなり

五七 計算上の便利なる
 五八 法人的消滅を謂ふ
 五九 清算とは組合の現
 六〇 理事及監事は定款
 六一 信用組合にあるさ
 れば不要なり

二、組合員ノ生産物ニ非ザル物ノ販賣ヲ委託シタルトキ
 三、第四十八條又ハ第六十一條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ販賣シ又ハ購買シタルトキ
 四、理事ノ承諾ヲ經ズシテ組合ヨリ購買シタル物件ヲ他ニ販賣シタルトキ
 五、組合ノ設備ヲ他人ニ利用セシメタルトキ
 六、組合ノ事業ヲ妨グル行爲アリタルトキ
 七、犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ
 第九十一條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分拂戻ハ其ノ拂込出資額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九章 解散

第九十二條 組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル
 第九十三條 組合解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ハ拂込出資額ニ應ジ組合員ニ分配ス殘餘財産ガ拂込
 出資總額ヲ超エタルトキハ其ノ過剩額ハ之ヲ本村小學校ノ基本財産ニ寄附スルモノトス

第十章 附則

第九十四條 組合設立當時ノ理事、監事及信用評定委員ヲ定ムルコト左ノ如シ但第二回通常總會ニ
 於テ之ヲ改選ス

理事	何	某	以下四名連記
理事	何	某	信用評定委員
理事	何	某	何
監事	何	某	以下九名連記

農業倉庫業務規定

第一條 本組合ノ倉庫ニ於テハ左ノ事業ヲ行フモノトス
 一、受寄物ノ保管
 二、受寄物ノ調製、改装及荷造
 三、受寄物ノ運送又ハ仲立
 四、受寄物ノ運送又ハ販賣ノ取次
 前項第一號乃至第四號ノ事業ハ組合員ニ非ザル者ノ爲ニモ之ヲ行フ
 第二條 本組合ニ於テ寄託ヲ受クル物品ハ當初ノ寄託者ガ自ラ生産シタル穀物、又ハ小作料トシテ
 受ケタル穀物ニシテ其ノ所有ニ係ルモノニ限ル
 穀物ノ品目左ノ如シ
 玄米、粳、大麥、小麥、裸麥、大豆
 第三條 本組合ハ前條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り前條第一項ノ規定ニ拘ラズ前條ニ掲
 グル物品ノ寄託ヲ受ク
 繭、薬工品、眞田、疊表、蘭草、和紙、楮及三極皮
 其ノ他理事ノ決議ニ依リ適當ト認メタル農産物又ハ農産製造品
 第四條 前條ノ規定ニ依ル寄託ノ引受ニ付テハ左ノ順位ニ依ル
 一、組合員タル生産者ノ寄託物

- 二、組合員ニシテ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ寄託
- 三、組合員ニ非ザル生産者ノ寄託
- 四、組合員ニ非ザル者ニシテ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ寄託
- 五、其ノ他

前項ノ規定ニ依リ同一順位ニ在ルモノニ付テハ其ノ順位ハ左ノ品目順ニ依ル
米、粳、大麥、裸麥、小麥、大豆、繭、薬工品、其ノ他

第五條 第二條ノ規定ニ依ル物品ノ保管上必要アルトキハ何時ニテモ相當ノ期間ヲ定メ第三條ノ規定ニ依リ保管スル物品ノ出庫ヲ其ノ寄託者ニ請求スルコトアルベシ此ノ場合ニ於ケル請求ノ順位ハ前條ノ規定ニ依リ後順位ニ在ルモノヲ以テ先トス

第六條 受寄物中腐敗、變質等ニ依リ他ノ受寄物ニ損害ヲ及ボス虞アリト認ムル物ニ付テハ何時ニテモ其ノ出庫ヲ寄託者又ハ證券所持人ニ請求スルコトアルベシ

第七條 種類及品位ノ同一ナル穀物ニ付テハ所屬倉庫ノ全部ニ付混合保管ヲ爲スモノトス但シ寄託者ノ請求アリタルトキ又ハ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 受寄物ニ對シテハ必要ニ應ジ二硫化炭素ノ燻蒸ヲ行フ

第九條 保管料ハ一月ニ付キ左ノ如ク定メ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス但シ一月ニ滿タザル日數ニ付テモ一月分ヲ徴收ス

穀物(混合保管ノ場合)一俵又ハ一叭(四斗入)ニ付キ 二錢
繭 一罐又ハ一袋(一石入)ニ付 十錢

薬工品其ノ他ノ物品ニ付テハ理事ノ合議ニ依リ之ヲ定ム

第十條 保管期間ハ特別ノ契約アル場合ヲ除クノ外六箇月トス但シ第二條ノ寄託物ニ付テハ所有權ノ移轉ナキトキ、第三條ノ寄託物ニ付テハ第二條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキトキニ限り保管期間更新ノ求ニ應ズルコトアルベシ

第十一條 受寄物ハ倉庫ノ都合ニ依リ之ヲ左ノ倉庫ニ寄託スルコトアルベシ

- 一、何村目黒農業倉庫
- 二、何町株式會社昭和倉庫

第十二條 寄託ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ別記第一號様式ニ準ジ申込書ヲ差出スベシ

縣ニ於テ検査ヲ施行シタル物品ニ付テハ其ノ等級ヲ申込書ノ相當欄ニ記入スベシ

第十三條 受寄物ヲ入庫シタルトキハ別記第二號様式ノ入庫票ヲ寄託者ニ交付ス

第十四條 寄託物ヲ出庫セムトスル者ハ入庫票又ハ第十八條ノ規定ニ依リ發行シタル農業倉庫證券ヲ呈示シテ之ヲ請求スベシ

第十五條 混合保管ヲ爲シタル物ニ付テハ寄託者又ハ證券所持人ハ其ノ物ニ付權利ヲ有スル者ノ協議ニ依ラズ前條ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ出庫ノ請求アリタルトキハ積込ノ順序ヲ問ハズ寄託ノ數量ニ應ジ之ヲ引渡スモノトス

第十六條 寄託物ノ出入レ及積ミ卸シニ付テハ寄託者ハ倉庫係員ノ指圖ヲ受クベシ

第十七條 保管期間滿了後二週間又ハ第五條若ハ第六條ノ請求ヲ爲シタル後一週間ヲ經過スルモ仍

寄託物ヲ受取ラザルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ依リ之ヲ競賣ニ付スルコトアルベシ

第十八條 本組合ノ發行スル農業倉庫證券ハ別記第三號様式ノ倉荷證券ノ一種トス

證券ハ米又ハ麥ニ限り寄託者ノ請求アリタルトキハ入庫票ト引替ニ之ヲ發行ス但シ第三條ノ規定ニ依ル受寄物ニ對シテハ之ヲ發行セズ

證券ノ發行ニ付テハ手数料トシテ一通ニ付キ金十錢ヲ徵收ス

第十九條 寄託者又ハ證券所持人第十條ノ規定ニ依リ保管期間ノ更新ヲ求ムルトキハ其ノ入庫票又ハ證券ヲ呈示スベシ

本組合保管期間ノ更新ヲ承諾シタルトキハ其ノ入庫票又ハ證券ニ更新ノ年月日及期間ヲ記入ス

第二十條 入庫票又ハ證券ヲ滅失シタル所持人が其ノ再交付ヲ請求スル場合ニ於テ提供スル擔保ハ本組合ノ指定スル物件又ハ二人以上ノ保證人ナルコトヲ要ス

再交付ノ手数料ハ入庫票ニ在リテハ三錢、證券ニ在リテハ十五錢トス

第二十一條 本組合ハ寄託ヲ受ケタル穀物及繭ニ付テハ寄託者ノ委任ヲ受ケザル場合ト雖モ寄託者ノ爲ニ包括火災保險ニ附スルコトアルベシ

火災保險金額ハ受寄物ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

保險ハ實費トシテ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徵收ス

第二十二條 受寄物ノ火災保險ニ關スル事項ハ本組合ト保險者トノ特約ニ依ル

火災保險金ハ必ズ本組合ヲ經由シテ其ノ支拂ヲ受クベキモノトス

第二十三條 本組合ハ受寄物ニ付蝨蝕、鼠喰、雨漏、水濡、竊盜、紛失及繩切等ニ依リ生ズル損害

ヲ賠償スルノ責ニ任ズ但シ不可抗力ニ依ル損害ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第二十四條 受寄物ニ付本組合ノ責ニ任ゼザル損害アリタルトキ又ハ本組合ノ責ニ任ズルモノト雖

重大ナル損害アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告ス

前條ノ公告ノ方法ハ其ノ損害ノ程度ニ依リ適宜之ヲ定ム

第二十五條 混合物ニ付損害アリタルトキハ其ノ寄託者又ハ證券所持人五名以上ノ寄託者又ハ證券所持人五名未滿ノ場合ハ全員立會ヲ求メ損害ヲ調査シ混合物ノ價額ニ應ジテ混合物ニ之ヲ分賦

ス

第二十六條 混合保管ヲ爲ス受寄物ニ付テハ別ニ定ムル検査規定ニ依リ之ヲ検査シ其ノ品位ヲ査定ス

前項ノ検査ハ縣又ハ同業組合ニ於テ検査ヲ執行シタル物ニ付テハ之ヲ行ハズ但シ必要ト認メタルトキハ縣ノ再検査ヲ受クベキコトヲ求ムルモノトス

第二十七條 受寄物ノ調製、改装若ハ荷造又ハ運送ノ仲立若ハ取次ヲ依頼セムトスル者ハ入庫票又ハ證券ヲ交付シタル後ハ之ヲ呈示スルコトヲ要ス

第二十八條 受寄物ニ付調製、改装又ハ荷造ヲ爲シタルトキハ入庫票又ハ證券ニ其ノ手数料額ヲ記入シ受寄物出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徵收ス

手数料ノ額ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條 受寄物ニ付運送ノ仲立又ハ取次ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ船車ニ依ルノ必要アルトキハ一定數量ニ達スル迄之ヲ取纏ムルモノトス

運送ノ仲立及取次ノ手数料ハ受寄物ヲ運送人ニ引渡スト共ニ依頼者ヨリ之ヲ徴收ス
手数料ノ額ハ別ニ之ヲ定ム

第三十條 受寄物ノ販賣ノ仲立又ハ取次ハ共同販賣トシ競争入札ノ方法ニ依ル但シ必要ニ應シ隨意
又ハ特約販賣ノ方法ニ依ルコトアルベシ

販賣ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 本組合ニ於テ發行シタル農業倉庫證券ニ對シテ爲ス貸付ハ時價ノ八割以內日歩何錢何
厘以內トシ其ノ期限ハ受寄物ノ保管期限ヲ超エザルモノトス

第三十二條 事業年度ハ一年トシ毎年二月一日ニ始マリ翌年一月末日ニ終ル

第三十三條 本組合ハ特別ノ計算ニ依リ倉庫部ノ損益ヲ算出ス

前項ノ計算ニ依リ生ジタル利益ノ處分又ハ損失ノ填補ハ本組合ノ定款ノ規定ニ依ル
(注意) 附錄様式及附屬規程ハ別ニ示サズ

産業組合 終

昭和八年拾壹月 六 日 印 刷
昭和八年拾壹月拾貳日 發 行

青年教育 産業組合
農藝叢說 定價金參拾錢

著 作 者 佐 藤 寬 次

印 發 行 者 兼 河 出 靜 一 郎
東京市日本橋區通三丁目一番地

印 刷 所 株 式 會 社 文 祥 堂
東京市京橋區銀座三丁目四番地



發 行 所

東京市日本橋區
通參丁目一番地

成 美 堂 書 店

電話日本橋二七七七
振替東京一七一九

終